

あつて、一般に国民純生産や国民純支出は市場価格によつて評価されている。すなわちこれらには、間接事業税や企業による振替支出が含まれるが価格差補給金は含まれない。このようにして評価された国民所得を「市場価格による国民所得」ともいう。これに対し、生産国民所得と分配国民所得は、労働、土地、資本等の生産諸要素に帰属すべき所得額としてとらえられるから、間接事業税や企業振替支出は経費項目に入れられ、国民所得には含まれない。しかし価格差補給金は要素所得となるから含まれる。このようにして評価された国民所得を「要素費用による国民所得」ともいう。

従つて、国民純生産と国民純支出、生産国民所得と分配国民所得とが等価となるためには、右のような若干の調整を必要とするが、通常單に国民所得といわれるときは、要素費用による分配国民所得をさすのである。

右の国民所得の定義からわかる第一の基本的性質は次の如くである。

すなわち、国民所得の概念は個々の経済主体の生産活動によつて生産された財貨及びサービスの生産物を集計してえられるところから一つの集計若しくは総量概念であり、またそれは統計的にえられるところから一つの統計概念である。純計概念であるという意味には二つあつて、その一つは、資本を損うことなく新たに生産されたいわゆる純生産物の価値という概念をうるために個々の経済主体の生産した生産物の総額の売上から回収され、一定水準の生産を維持するためには必要不可欠な費用として再投資される減価償却を、右の生産物の総額からまず控除することであり、その二は、純生産物の価値という概念は個々の経済主体の生産物を集計して得られるものであるが、そのきい生産物の一重計算をさけるため生産物の売上から回収され、再びその費用に向けられる原材料動力光熱等の費用を生産物の総額から差引くことである。このような生産物の集計方法を生産物価値の統合といふのであるが、かかる方法をとるわけは、生産物価値の大小さを企業の結合の度合から一応中立にしておこうというねらいからであるともいわれる。かくて生産物の総額

から、減価償却や原材料動力光熱等の費用を差引いた残余として純生産物なる概念が得られ、それは、生産の過程で附価された価値であるから附加価値ともよばれ、賃金、俸給などの労働所得と、利子、地代の財産所得、及び企業利潤などとの形で分配されるのである。

第二の基本的性質は次のとくである。

右に述べたように、国民所得概念は、経済主体の活動の総和として、具体的な個々の経済現象を統計的に寄せ集めた集計概念であるが、それは単に集計せられたというだけのものではなく、それ自体として法則的意義をもつてゐるものであると考えうる。したがつて国民所得概念は、総量についてその性質と原因の探究を目指すところの経済理論の要請に基いている。この総量には、種々雑多な経済諸量が構成要素として入り込むが、その意味内容の限定は困難な問題を含んでいる。

例えは、その意味内容を広くとると、異質なものや偶然的な事情が入り、国民所得総額としての時系列の比較や、構成要素間の相互関係又は規定性を考える際に不都合をきたすことは勿論のことであるが、また極めてせまく制限すると、貨幣経済的なもののみがふくまれ、のちにのべる非現金又は非貨幣項目が入らなくなるのである。また、その概念によくまれる意味内容をどの程度に限定するかは、それが導かれた理論や、その利用目的によつても異つてくる。例えば国民所得の内容であるところの生産物は、ソ連の概念によれば有形財に限られているようであるが、マーシャルやビグーでは、非有形財、即ちサービスからの所得も含めている。また利用目的から、国民所得を要素費用で評価したり市場価格で評価したりもする。さらにもまた国民所得に類似のいろいろな概念が作られ、国民所得統計の利用度を増している。

国民所得概念はさきにのべたごとく、個々の経済財を集計してえられる集計概念であるところから、個々の経済財若

くは所得を評価し集計するためには、何等かの共通尺度が必要となるのである。今日この共通尺度としては、交換経済の場で成立する貨幣が最適であるところから国民所得は貨幣で評価される。つまり、国民所得概念は交換経済を前提として登場し、発達した概念であるといふのである。

しかし現実の経済は、古来からのいろいろな経済制度の残滓を有するとともに、絶えず新しい経済制度をとり入れつつある。例えば個人企業の如き資本主義前期のものから、政府の経済行為拡大に伴う非交換経済的要素も多分に混じっている。したがつて概念の曖昧性をとりのぞき、純粹性を確保しながら、しかもいざれの制度にも妥当するような概念構成上の条件をつくることは極めてむずかしいといえよう。

第四の基本的性質については次のとくである。

国民所得概念には、冒頭にものべたごとく三つの定義のものが存することとも、この三つの定義の間には、次のように関連をもつことが要求される。すなわち、個々の経済現象から国民所得概念を構成する場合、これらの現象は三つの定義に規定された範囲に分類整理され、かつ三面等価の原則を満足するようにして評価しなければならない。

一 属性にたいする諸限定

前掲の諸定義や、基本的諸性質からわかるようだ、国民所得とか国民生産、国民支出は、個々の生産物や所得を、原則として交換経済を基とし、純計的に集計したものであるから、以下に述べるような属性についての諸限定をあげよう。すなわち、第一に、費用を超えて生産された生産物すなわち純生産物であること、第二に、貨幣によつて評価しうる生産物又は所得であるということである。

以下これらの属性に対する諸限定について、やや詳細に説明しよう。

(一) 純生産物であること

(A) 費用

生産国民所得とは、産業部門において生産された個々の生産物の価値のすべてを純計的に集計したもの、即ち純生産物の価値（又は附加価値）のことであり、ここにいう純計的であるということは、生産の過程において消費される原材料、燃料、動力等の経常費用と資本設備の減耗部分等の費用を、これらの費用を含む生産物の価値から控除し、価値の重複をさけるという意味であることは先にも述べたところである。ところでここに問題となることは、その費用の範囲と評価をいかにするかであつて、その程度如何は国民純生産の評価に多くの影響を及ぼすのである。

(1) 原材料動力等の経常費用の範囲

ある産業部門がその生産の過程において消費する原材料、燃料等の経常費用をとらえるためには、まずその産業部門が生産のために他部門から購入した財貨及びサービスに、自己部門で生産し、かつ生産のために消費した財貨及びサービス、例えば農家の米穀生産における種子のような生産財を加えればよいのである。この場合にはもちろん米穀生産額に自給の種子代が含まれるのである。

この生産過程で消費される経常費用は、(1)完全に消費されるものの、例えば種子、燃料等と、(2)新生産物に化体し、再現するもの、例えばパンにおける小麦粉の如き一般に原材料とよばれるものとがあり、さらに入右の財貨のほか、サービス費用、例えば耐久財のサービス、機械の賃貸料、小修繕サービス、清掃サービス、医療サービス等が考えられる。

しては問題がある。これらについては後で別個に取扱うことにしてよう。

(四) 費用と企業消費支出

ここで特に問題となることは、企業が生産のために購入した費用のうち、どの程度までをその企業の生産のために真正に必要な費用とし、どの程度までを企業の消費的支出（企業消費）とみなすかである。前者はさきに述べた意味の費用であつて、これは当然国民所得を推計するさいの費用として控除されるものであるが、後者は国民支出の構成であると考へると、それは個人消費支出の一部と考えられ、したがつてこれは国民所得に算入されねばならない。例えばある製造工場の生産過程において労働者が負傷したとする。この場合、経営者は労働者の負傷はその工場における機器の生産に支障をきたすものと認めて医療サービスを労働者に与える。労働者はこれを当然のこととしてうける。しかしさらに、右の医療サービス以上のサービスを与えても、このことによつて、製品の増産を導くことがないとする。この場合には、経営者が新たに追加した医療サービスは単に労働者の自己満足を増進せしめるにすぎない。以上両者のうち、前者を国民所得推計上の費用となし、後者を通常、現物給与所得とするか企業消費支出とみなす。しかし費用と企業消費支出の限界或いは振分けは、現実には極めて困難である。例えば近時わが国では、企業の機器費、接待費等（煙草、酒、その他サービス企業の売上）が相当多額にのぼるといわれている。どの程度迄が生産に不可欠の費用であり、また企業消費支出であるかその判断如何によつて国民所得の企業利潤、国民支出の個人消費支出（これには企業消費支出が附加される）の大小さに重大な影響を与えるのである。

以上では企業のうち法人組織のものを特に想定して考えてみたのであるが、個人企業についてこれを見ると、費用と生計費との限界を定めることはさらに困難となるのである。例えば、自営業、就中文筆業者の支出する本代金、職業上

の支出と認めるならばこれは費用であり、単に娛樂用であるならば、生活費となり所得を構成する。同一書物が種々の使用価値をもつてゐる場合が多いので問題が生ずるのである。この考え方を極端におし進めてゆくと、労働者の生活費は労働力の再生産の費用とみなされることとなり、労働所得という範疇が国民所得から脱落してしまう。しかし現在のところこのような取扱方は行われていない。

なお、原材料等の経常支出と資本支出との限界についても問題があり、後者に属すべきものが前者に計上せられ、国民純生産または純支出を過少評価に導くことなどがあるので、両者の区分の基準を明確にする必要が起るのである。

(5) 資本減耗引当の範囲と評価

純生産物を評価するために控除せられるべき費用としては、前項の原材料動力等の経常費用又は支出のほかに、資本減耗引当等がある。

資本設備は、生産過程においてその価値の一部を消耗する。この消耗部分は、生産のために使用される資本設備の單なる物理的な消耗（実際に生産の過程にある場合のみに限らず、単に放置されている場合にも生ずる減価）と經濟的原因（機械の発明等による陳腐化）による消耗とに分けられる。これらの消耗部分が、生産過程で新しく生産物に附加されて生産物の価値を形成する。したがつて、この価値移転部分を、生産物の総価値のうちから費用として差引き、これを蓄積しておいて、将来、現在の資本設備が廃棄され、新たな資本設備が取替えとして購入されるときのために準備しておかなければならぬ。かかる意味で資本設備の消耗部分を減価償却として費用に含めているのである。なお、費消しつくされるような自然資源の消耗のための引当費用は、固定資本減耗準備金には含まれない。このような資源に関して資本形成に加えられるのは、ただ、それを使えるようにするために用いられる建造物及び装備についてだけである。

この項目の減耗準備は一定の方程式に従つて行わればならないが、取替不能の資源の減耗準備を行ふことは、国民所得計算においては行うべきでない。

減価償却費の評価はなお次のようなことがらによつて規定される。

第一に、償却期間の合理的な測定は、さきに述べた経済的諸理由のほか、行政的にも定めることができる。例えば、政府が資本蓄積を奨励するということから、償却期間を短縮し、課税上認定される償却費を多くするなどである。

第二に、償却資産の範囲について無体財産（のれん等）をどうするかである。この点については一応有体財産で、しかも資本設備のみ含めることとしている。

第三に、資本設備の評価を、簿価（取得価格）とするか、時価（再生産価格）とするかである。この点については、調査の便宜上からも前者によつている。しかし戦後のインフレーションのような場合には、簿価（取得価格による）が一般物価より著しく低評価となり、償却費の評価が過少となるので、生産力の測定尺度といふ国民所得の役割からみてこれは問題である。そこで物価変動の点を考慮するならば、償却費の適正価格としては、後に述べる簿価によつてえた在庫品増加に対し評価調整を行うと同じように、理論的には再生時価によつて資本設備を評価するのがよいと考えられる。

このように償却費の評価は、国富における推計と同様、極めて多くの問題を含んでゐるのである。
なお減価償却費に類似する費用として次の如きものが考えられる。
第一に、資本設備の偶発損がある。資本設備の損失には、生産的使用に基づくものや物価下落によるもののほか、天災、戦災によつて生ずるものがあり、これはしばしば巨額にのぼることがある。しかしこれらの損失のすべてを、国民所得を具体的に推計するさいの費用とは認めず、そのうち通常損害保険の対象となり、個々の企業では費用と認められ

なくとも、社会金収として見るとときは損失に経常性が認められるもののみを費用とみなしているのである。

第二に、資本の経常損失として資本減耗引当に入れなければならぬものに、上記の減価償却費の対象として認められた資本設備以外の耐用年数の短いドリル、小道具類等の費用をあげる。しかしこの費用は推計上の困難から、むしろ経常費用とみなす方がよいかもしれない。

なおさらには、右に類するものとして資本設備の修繕費がある。これについてはいろいろな意見があるが、一般には、これは資本設備に対する費用には入れず、前述の原材料費類似の項目として取扱われる。但しわが国の終戦後のインフレーション期において、税務当局の査定をおそれ、本来減価償却に含めるべきものをも修繕費として経理することが行わされたようであるが、これはもちろん資本減耗引当に計上しなければならないと考えられる。しかしその推計は極めて困難である。

(B) 生産物の範囲

国民所得は純生産物の価値を貨幣価値で表現したものであるが、次に、この純生産物にはいかなるものが含まれるかについて述べよう。

純生産物の範囲については、ケネー、スマス以来問題とされてゐるところであるが、いわゆる近代経済学派では、有形の財貨のみならず、無形財すなわち医者、弁護士、学者等を始め家事使用人や、官吏の提供する用役（役務又はサービス）、住居等の耐久消費財の用役をも含めることが通説となつてゐる。

人間の行う労働には二種類あつて、労働の結果がある有形財に具体化されるものと、その労働が有形財として体现されず、その遂行と同時に、單に人間の精神的、肉体的満足を充足するという結果を生むものとに分れる。

前者の労働に対する報酬は、有形財の生産に伴つて発生した価値から生産企業が給付する所得（これを生産的所得若くは本源所得という）であるが、後者の労働に対する報酬は、通常右の本源所得をえた人によつて、その人の精神的満足の代償として、その人の本源所得から支払われる。したがつてこれは所得から支払われるという意味で、所得の再配分の効果をもつてゐるので、派生所得ともいわれる。経済の循環と発展の構造を理論的に抽象した観点から分析するためには、有形財のみを生産としてとらえるのがよいという考え方もあるが、経済活動の全般の記録簿としては、用役をも生産物として取扱うのが便利であり、のちにのべる国民経済計算では更に進んで、生産に直接に関係のない単なる所得の移転に寄与する振替所得（ただしこれは国民所得上の所得とみない）さえも取入れている。

又、單に有形財の生産に従事する労働のみを生産的とし、用役の生産に従事する労働を不生産的とする考え方から、前者を生産とし後者を生産としないという見方があるが、この場合には、馬や豚を飼育する人間労働は生産で、人を教育する労働は不生産的ということになる。しかし後者の労働も、生産力を生産する人間を生産するわけであるから、右のような單純な見解は正しくないという意見もある。

さらに、財貨と用役のそれぞれの範囲に關してもまた問題がある。

(1) 財貨の範囲

今日の経済制度の下では、生産される財貨の大部分は商品として市場に出されるが、一部には市場において直接取引の対象とならず、貨幣で評価されないものがある。

例えば、農漁家等が自家で生産したもの自家で消費する部分である。われわれはこれらのものをも国民所得の構成要素と見なしているが、通常、財貨の生産は營利的な動機による職業的なものであり、散發的に行われるものでなくて

経常性を帯び、市場向を目的としたものである。これらの生産物はすべて貨幣で評価されているが、右のように生産物の一部が市場に出されず自家消費として留保された場合には、擬制的に貨幣で評価することも可能なので、国民所得の構成要素としうるのである。

また自家消費を国民所得に含めるわけは、今まで自家消費のための生産物が、経済事情の変化に伴い、販売向けに転換されるようの場合、そのことから国民所得の額が増加し、国民の福祉がそれだけ増すかの如き錯覚を与えることからの矛盾をさけるためだとも考えられる。

しかし、このような自家消費のための生産を純生産物の範囲に含める問題は、交換と分業とが高度に発展した経済においては、国民所得計算上それほど重要且つ実際的な問題は構成しない。生産のうちはるかに大きな部分が、多くの場合、明確に概念規定されている企業による市場内での販売のために行われるからである。しかし、後進諸国においては、これと逆であり、このため生産物の範囲を確定するための規定を明かに定めておくことが必要となる。

しかし、困難はむしろ趣味による生産物、例えば釣、主婦のあみもの、狩猟、その他散發的もしくは非常利的に行われる家庭菜園、主婦の裁縫などに多くの例を見る。これらをも一種の生産物と見なして、国民所得の実際的福祉の尺度とという目的からは、これに加えても或はよいかもしないが、今日では調査と評価の困難から一般に加えられていない。国民所得には労働ないし費用を伴う財貨のみが入り、天然自然のままのもの、反対給付のない贈物などは入らない。

(2) 用役の範囲

用役（サービス）の生産も通常は財貨のそれと同様、營利を動機とし市場向であるか、経常性ある（規則的に継続し反復して行われる）職業的な労務で、交換によつて支払われる労務と、それ自体が交換の対象とならなくて、それと

同一のものが一般に取引の対象とされており、これによつて評価しうるものが国民所得に加えられる。従つて家族の行う非職業的労務、例えば主婦の子供に対する教育や、主人等に対するサービスは評価困難であるので、国民所得には一般に加えられていない。また時計修理工の自家用時計の修理、医師の自己診断などは一種の生産物と見なされるが、調査と評価の困難性からも国民所得に加えられない。なお主婦のサービスについては、主婦の労働が経済事情の変化に伴つて有形財生産に振替えられ、或いは洗濯や裁縫が女中のサービスやクリーニング等のサービス職業に代替され、サービス業の所得が増加することも考えられる。

国民所得を長期間にわたつて比較する場合には、その比較を適切ならしめるために、或いは主婦のサービスをも算入することが適当であるかもしない。しかしこのためには、その評価に、類似サービスによる相当大胆な仮定を設けることが必要となり、国民所得統計の信頼度をむしろ低下させるおそれなしとしない。

次に問題となるのは、文治および軍事を含む政府の用役であつて、これは上記の如く交換経済を場として行われるものとは異なると見られ、例えば公務員の行う用役は、その受領者である国民への売上げとはならず、単に無償で交付せらるべきものと考えうる。従つて公務員の用役を国民所得の構成要素として考へることについては種々問題がある。詳細についてはのちに述べるが、今日、米英をはじめ多くの国の国民所得推計は、政府の用役を、公務員への報酬すなわち政府の支払う費用によつて評価し、国民所得や、国民生産に加えている。なお軍人のうる所得は若干疑義はあるが、貨幣及び現物（食料と衣料）所得として含まれる。さらに銀行その他の金融機関の提供する預金者への無償サービスに伴つて発生した利子については、これを帰属利子として国民所得の要素にしてゐるが、この意味及び取扱方についても詳細は後に述べることとする。

最後に、耐久消費財の用役の範囲をどうするかの問題がある。食料のような一回限りの使用によつて消滅される消費財については、購入と実際消費（享樂）との間にたとえ時差があつても、長期間にわたつて継続的に用役を提供するといふことはまずないが、耐久消費財の場合は、それが購入された後、享樂が一回限りではなく、その占有者に対しても一定期間継続的に便益を提供する。従つて耐久消費財の購入は、その年次の投資として計算し、じ後において提供する用役は年々の国民所得に算入される。しかし耐久消費財には、家屋とその他の耐久消費財、例えば家具、自動車、衣服、ラジオ等とがあり、前者は占有者と所有者が同一人であると否とに拘らず、その占有者に対しても継続的に用役を提供する上、その評価は純資貨料（純家屋収入）として容易に行はれるから国民所得に含めることになつてゐる。しかし後者の用役の評価は極めて困難で、多くの場合恣意的な仮定の上に立たなければならないから、通常国民所得に含めない方がよいとされている。

なお自己所有家屋からの用役を家賃と同様に評価し、国民所得に含めるわけは、経済事情の変化に伴い、借家居住者が持家居住者に代ることによつて国民所得が減少し、このことによつて国民の福祉が減少するということは、おかしいからだという考え方もある。

(二) 貨幣によつて評価しうるものであること

国民所得は、交換経済を場として成立した貨幣を共通の尺度として、個々の使用価値の異なる生産物を評価集計したものである。したがつてこのことをいいかえると、それらの生産物や所得のすべてが貨幣によつて評価しうるものでなければならぬといふ。ところで現実の生産物の大部分は、交換を伴う、即ち市場を目あてとして生産された個々の財貨、用役の流れに対応しており、したがつてそれらの個々の財貨、用役は、原則として貨幣によつて集計可能である

が、現実の経済の場は必ずしも右のようなもののみではなく、次の如きものが考えられるのである。すなわち、第一に、現実の財貨用役の生産が必ずしも交換を伴わず、貨幣の流れに対応しない場がある。第二に、財貨、用役の生産に對応しない貨幣の場がある。これらのものの取扱い方の如何によつては、国民所得を或は高く、或は低く評価し、その適正を失くこととなるのである。まず第一の貨幣收入を伴わない財貨、用役（非貨幣項目）としては非常に多くのものが考えられる。国民所得の脱落計算や過少評価を避け、これを厚生の有効な尺度たらしむるためには、右の財貨及び用役を出来うる限り国民所得の構成項目として算入することが望ましい。しかし市場に出されず、類似品目による評価も困難なものまでも算入することは技術上不可能である。従つて本項の冒頭にしめした限定、すなわち評価可能なもののみを国民所得に算入することとしているのである。いまその例をあげると、

評価可能なもの

- 財貨……(1) 被借者への現物給与 (2) 農家の自家消費及びその類似項目 (3) 物納小作料等
用役……(4) 自己所有家屋の評価純質貨料等

〔備考〕 右の評価はその生産物が同一場所又は近くの場所で販売されている価格によつて行われる。また被借者への現物給与は、雇傭者が支払った原価で評価される。

評価困難なもの

- 財貨……(1) 都市居住者の飼畜、菜園、農家の住居内の果樹 (2) 主婦の内職等
用役……(3) 家庭の主婦の無償サービス (4) 友人間の無償サービス (5) 家具、自動車等の評価純質貨料等

また第二の財貨、用役の生産に対応しない貨幣の流れとしては、次の如きいろいろなものがあるが、これらを国民所得に算入してはならない。

- (1) 無償貨幣收入（振替收入）
 (a) 個人からの贈与、慈善、救恤金
 (b) 政府からの無償交付金
 (c) 遺產相続

(2) 貨幣の流れが財貨、用役の生産に伴うが、生産年度と支払年度との時間的相違のあるものとしての恩給年金等
 (1) の無償貨幣收入は、或る人が生産に参加してえた所得から、他の人に無償で所得の处分権を交付することで、給付者の所得の処分を振替支出と呼び、それを受ける側の所得は振替所得という。これは所得の再分配に關係があり、そのうちあるものについては、のちに述べることと個人所得の構成項目となるのである。但し遺產相続による收入のごときものは個人所得に入らない。けだし、このような所得を国民所得と見ることは国民所得の定義に反し、かつ極端にはそれを無限に大きくするからである。

もつとも国民所得と生産即ち、純生産物の価値及びこれと等価物である所得は、客観的に市場において実現した価値を唯一の標準として評価集計されたものであり、具体的には多分に便宜的な概念とならざるをえないところから、国民所得と生産の統計の利用目的を、厚生の尺度としてみるか、または経済構造の分析手段としてみるかにようつて、利用上にいろいろの限界や問題が起るのである。いまそれらの諸点について若干考えてみるとこととする。

(1) まず国民所得は上述の如く現実に客観的に成立した価格によつて評価したものであるから、そのうちにはいろいろ曖昧な所得が含まれ、その利用に限界を与えて いる。

- (i) 国民所得のなかには、有益性と関係のないものが、同一の貨幣尺度によつて計測されて入りこむ。例えは、(a) 人体に有害と認められる毒薬も、有用な食料も同一尺度の価格で合計される。またある種の有害な用役も入りこむ。但し薬物の有毒か否かは、その用途や社会的条件によつても異つてくる。(b) 違法に成立した所得でも生産物と認められるものがある。酒の密造、密輸入、売淫、紙幣等の偽造賛成や統制価格制度下の闇価格による闇所得等を所得に導入するかどうかは、今日各國において取扱い方がまちまちであるが、支払者の強制によらないで同意のもとに所得がえられた限りにおいて算入するを可とする。これと異り掠奪や賭博のような所得もあるが、これはAからBへの一種の所得の移転と考え所得と認めない。

- (ii) 国民所得が実質的な生産物、或いは「国」の基礎的な実質生産力を表わすものとすると、この際、かなり問題になるものに「所得の介入」と称するものがある。例えば、闇価格で商品がブローカーの手を転々とすることによつて商業所得、闇所得がふえたり、事件屋が事件を複雑にすることによつて、弁護士の所得を増加せしめたりするが、これらの所得が国民所得に混入される。これらによつて国民所得が増加しても、実質生産力の増大の指標とはならない。

- (iii) また戦時の財貨、用役にたいする政府支出に基因する軍需所得については、戦時及び平時にわたる長期間の国力を比較する際には、異質所得としてこれを除去することがぞましいという考え方もある。しかしこれは、大部分の国においては国民所得から除外されていない。

- (2) 評価基準の相違から、国民所得を福祉の尺度とすることにたいして多くの影響を与える。
- (1) 同一物がいろいろな価格で算入されるが一般にそれは自由価格で評価される。この場合、国民所得を国民福祉の指標として認め、その实体を反映するものと考へてよいのであるが、同一物の他の部分が独占価格によつて算入されていることがあるので、この自由価格によるものと独占価格によるものとの両者の合計では、指標としての使命が充分に果しえないと考へ方もある。また、統制経済下の公定価格と闇価格、二重価格制等の場合にも同様の問題が生ずる。

- (2) 評価の尺度である貨幣価値は場所によつても異なるから、国民所得による国民福祉、生産力の地域別の比較に支障を來し、その障害の除去の方針についてものちに述べることく困難がある。

- (3) 逆に国民所得は貨幣を唯一の尺度としている關係上、国民の実質的な福祉があつても、評価不能のものは算入されないことになる。これは福祉と云う観点からすれば不都合なことかもしれない。いまこれらのことと次に考えて見よう。

(1) 国民所得は先に述べた如く、いろいろな計測断面において捕捉されるものであるが、貨幣を唯一の尺度としているため、享樂面（又は現実の消費面）まで追及することは困難である。しかし、その貨幣支出と実際に

消費される時間のずれを考慮することは、ときに戦時等において必要であろう。すなわち耐久消費財以外の食料その他の家庭在庫の把握の問題が、経済統制上の資料として必要な場合もある。

(2) 国民所得は必ずしも有用性に関連していないので、貨幣経済を前提としない評価不能の自由財などは当然入らない。

(3) 国民所得はきわめて多数の所得、純生産物を集計したものであるが、それらに対する統計は現状では各国とも完全ではなく、調査不能のために相当の脱落が生じている。

〔備考〕 生産物の分類とその基準の概要を示すと次のとおりである。なお(1)以下は経済財についての分類である。

- 一、経済財（商品）と自由財
- 二、有形財と無形財（財貨とサービス）
- 三、生産財と消費財（生産者財と消費者財及び両者の混合財）
- 四、三の夫々についてさらに次の区分のしかたがある。
 - (1) 耐久財と非耐久財（耐用命数一年若しくは三年以上のものと以下のもの）
 - (2) 耐用財と單用財（一回限りの使用によって消耗しないものとするもの）
- 五、完成財（完成製品—建物、機械等）と未完成財（原材料、燃料動力、仕掛品等）
- 六、生産手段（基礎物資と投資財）と生活資材
- 七、最終生産物と中間生産物（前者は当該期間において、生産のための経費となることなく、他の商品の価値の一部を構成しないものであり、後者は他の商品の生産過程で費消されるもの）

二 時間的限定

国民経済における生産と所得は、発生主義によつて評価される。所得の支払は、生産的サービスが提供された時点で計上される。わが国の所得税法第十条に收入となるべき金額と規定されているが、これは即ち発生主義によつているのであって、実際に支払が行われた時点でとらえる現金主義によつてはいないのである。例えば被傭者の賃金が遅延配付しても、その分は当該期の課税対象となるし、また国民所得ともなるべきである。したがつて、過去又は将来において発生し、又は発生すべき債権債務に対する現金収入は除外されるのであって、例えば、生産の側において発生主義をとることの意味は、その期間内において実際に売上げられなくても、生産されたものが国民生産となり、右に関連する費用部分が国民所得となることである。すなわち国民所得は、国民経済の年々の、又は経常的な収入と生産が対象となるのである。したがつて、前年の所得となるべき財貨は入らない。また将来において発生する、例えば海外への貸付によつて将来獲得されるであろうと予想される財貨は国民純生産に含めてはならない。しかし国民所得の全部を発生主義によつて具体的に評価することは困難である。例えば、配当と未分配利潤が別々に推定される場合、配当は利益処分として実際に支払われた時点で計上され、利潤がえられた時よりもおくれる。また、農林畜産業等の所得は、厳密に発生主義によるためには、家畜頭数の増加などは、投資となりしたがつて所得を構成すべきであるが、基礎統計の現状が現金主義をとっている場合には、これはそのときの所得に含めないで、後年その動物が屠殺のため売却される時の所得とする考え方もある。また極端には、水田耕作の青田、造林の費用は在庫投資とみなじ、右の費用が所得として計算されるべきだが通常こののような取扱いはしていない。

また造船や建築工事のよう建設期間の比較的長い過程の所得については、年末における仕掛け品増加が当該年の国民

生産となり、またこれは右の賃金等の支出総額で評価されて当該年の国民所得となる。また国民支出の計算において、財貨、用役に見合う支出が、当該年度をこえて実際に支払われる場合は、通常引き戻し (shifting back) で当該年度へ戻し入れ調整を行う。この措置は前述の配当についても行う場合があり、海外投資から得られる配当にたいしては通常この方法が適用される。

三 場所的限定

ある国の領土内の国民所得とは、その国籍のいかんを問わず、その居住者によつて提供された生産諸要素によつて発生せしめられた純生産である。また分配国民所得は、右の生産において領土内の居住者にたいして帰属する所得である。以上の如く一般に国民所得の概念規定に際して場所に対する限定が加えられる。場所にたいしどのような限定を加えるか、すなわち国民の範囲をどのように解するかは、ある国の国民所得の大きさに非常に影響を与えるものであり、ある国内における地区別の国民所得、例えば県民所得を推計する場合、各県民所得を合計したものが重複なくその国の全体の国民所得となるように定めることが極めて重要である。このことは世界における、国を単位とした国別の国民所得についてもいえることである。

		場所的限定		生産力		生産力所有關係					
		の地域		当該国人	外国人	当該国人	外国人				
		領土内	領土外	Aa	Ba	Ab	Bb	Ac	Bc	Ad	Bd

あるか領土外居住者であるか等の三つの条件を設けて、そのいろいろな組合せから、国籍中心の属人主義 ($A_a B_a A_b B_b$)

や属地中心の属地主義 ($A_a A_b A_c A_d$) のいずれにも偏せず、これらを折衷した生産力所有者居住地主義 ($A_a B_a A_b C$) によることとしている。(第2表(1)参照)

前述の属地中心の属地主義に類するものとして、領土内に所在する生産諸要素の所得 (生産諸要素の提供者が領土内の居住者たると非居住者たるとを問わない) を、国内純生産又は国内国民所得 (地理的国内生産、地理的国民所得等) とよんでいる。これは領土内で一時的に雇傭された外国労働者に支払われる所得を含み、一時的に海外で雇傭された国内居住者 (永住者) の受領所得は含まない。また、居住者によつて供給され或いは居住者に帰属するとしても、物理的に国外にある生産諸要素にたいする収益はのぞかれ、また海外投資からの純収益も入らない。この国内純生産にたいして、上述の国民所得や国民純生産の国民の範囲は、むしろ右に示したクヴァオックの生産力所有者居住地主義に類する。すなわち、これは領土内の居住者の提供する生産諸要素の所得にあたり、あるいはこれを居住者主義ともいいう。

さて次に居住者に關して問題が起る。ある個人が、甲国の常住者であるが一時的に乙国にいる場合の所得を、甲国と乙国のいずれに属せしめるかである。この場合、その判断の基準となるのがいわゆる米国商務省の多数決原理として知られているものであつて、これは、ある所得項目が国民所得に算入されるか否かは、それが国内居住者に帰属するか国外居住者に帰属するかによるものとし、かつ国内居住者か否かは、国籍とは別個のものであり、當時居住地、業務遂行地、雇主の所在地の三つを標準とし、そのうち、少くとも一つが国内にあるものを国内居住者とするのである。前例で雇傭主の所在地が甲国にある場合は、その所得は甲国の国民所得となる。例えば甲国に永住の地を有する海外派遣軍隊や外交官が、乙国にある甲国の大使館或いは軍隊に働いている場合は、右の人々の三つの属性のうち、永住の地と雇傭主の所在は甲国にあり、ただ専業遂行の地 (労働の場所) のみが乙国にある。即ち三つの属性のうち一つが甲国にある

第3表 国民所

	算入	算入除
一 賃金・俸給		
1. 国内で働く外国人労働者の賃金	○	
(1)国内に永続的に居住するもの	○	
(2)一時的に国内に居住する外国人	○	
2. 駐外公務員俸給(外交官及び海外派遣軍隊)		
(1)国外に永続的に居住するもの		
(2)国外に一時的に居住するもの	○	
3. 海外で働く自国人労働者の賃金		
(1)国外に永続的に居住のもの(持帰り金及び送金)		
(2)一時的に国外に居住するもの		
4. 国内所在の外国商社の社員俸給		
(1)外国人のとき		
(2)自国人のとき	○	
5. 自国商社の在外支店の社員俸給		
(1)自国人のとき	○	
(2)外国人のとき		
6. 国内の外国駐苗軍		
(1)自国人(駐苗軍の被傭者)	○	
(2)外国人(駐苗軍)		
7. 自国人が国境を越えて他国に通勤するもの	○	地方税法
二 利 潤		
1. 外国法人の株式の配当	○	
(1)外国人のとき	○	
(2)自国人のとき		
2. 外国法人の出先機関の苗保利潤		
3. 外国法人の出先機関の納める法人税	○	
三 地 代		
非国内居住者の受取る地代		

〔註〕 ○印は多数決原理によつた国民所得への算入の条件

得の場所的限定(2)

外の別	常時居住地		業務遂行地		雇主所在地		備考
	国外	国内	国外	国内	国外	国内	
除外							
	○		○		○		
		×	○		○		
	×		×		×	○	
		○		×	○		
	×		×		×		
	×	○		×		×	
	×		×		×		
	○		○		○		
		○		○		×	
	○			×	○		
		×		×	○		
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○			×			
		×	○				
	○		○				
		×	○				
	○		</td				

たる事業の場合に、その活動を異つた各領域に配分し、又その利潤のどの部分が居住者に帰するかを定めるのに次のようないふな原則を設けている。すなわち、発生した生産と所得はその生産が行われた領域に帰属し、また費用と売上高に關しては、この事業が市場価格で購入又は販売したものとして算定をする。この場合、実際にはこの事業がその一員となつてゐるところの連合体の他の単位から受取り、又は他の単位に振替えるものについては、それがこの事業の記録から除外されるか又は名目価額で記入されることがあつても差支えない。子会社又は支店が海外から指示を受けているような場合には、その所在国に帰属するはずの所得は、本店の費用に帰属する部分を差引いて計算さるべきである。また子会社又は支店の利潤は、それが實際に配分されると否とを問わず、親会社の貸方に記入される。また海外を旅行しているある国の観光旅行者や商用旅行者等は、その国の正常な居住者として取扱われる。

このように多数決原理は、判断の基準として極めて有効であるが、その例外として、國境を越えて甲国へ通勤する乙國のものの所得は、一般にその通勤者の国—乙國の国民所得に加えられる。また、極端な例として、この判定基準である三つの属性が、三つの国にそれぞれ属する場合は困難が生ずる（例えば一時的な外国旅行者の外國でうる所得の取扱、外国留学生、外國で療養する人々の所得等）。なお前例で国外に一時的でなく、二年も三年も居住するものの所得はその国の所得となる。またある国の居住者によつて海外へ投下した資本からの收入は、その国の所得とし、その國への外国居住者の投資からの所得は除かれる。

さらに通常、属領、植民地等を有する国でも、本国のみについて国民所得計算を行つてゐる（例えば英國の国民所得）。なお甲国内にある國際機関自体は一つの国として取扱われ、該機関への甲國に居住する被傭者の所得は甲國の所得として取扱われる。海外永住の出稼労働者の本国への送金や、持帰金は一応振替所得として取扱い国民所得に入れら

れない。

以上述べた問題となる所得項目について、その国民所得への算入とそれよりの除外とを示せば第3表のとおりであるが、要約すれば次のようである。

〔賃金・俸給〕 駐外公務員俸給	算入
自國商社の在外支店の社員俸給	
自国人のとき	算入
外国人のとき	除外
海外で働く自国人労働者の賃金	除外
国内所在の外國商社の社員俸給	
外国人のとき	算入
自国人のとき	除外
国内で働く外国人労働者の賃金	算入
〔地代〕 非国内居住者の地代	除外
〔利潤〕 外国法人の出先機関の留保利潤	算入
外国人の出先機関の納める法人税	